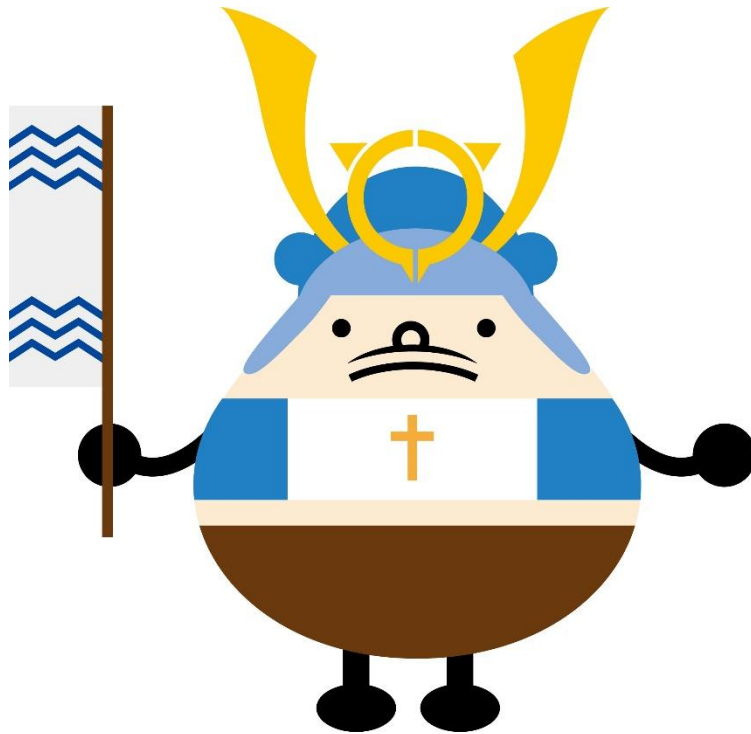


令和4年度（2022年4月～2023年3月） 保育所入所申込みの手引き



入所申込みにおける受付期間について

○令和4年4月に入所希望の場合

令和3年12月1日（水）から12月28日（火）

（午前8時30分から午後5時15分まで 土・日・祝日除く。）

○令和4年5月から令和5年3月に入所希望の場合

年度途中の入所申込み期限は、入所希望月の前の月の15日（土・日・祝日にあたるときはその直前の平日）までです。提出された申込書により入所選考を行い、入所を決定した場合は、毎月1日付で入所となります。

入所月	申込み期限	入所月	申込み期限	入所月	申込み期限
令和4年5月	4月15日（金）	令和4年9月	8月15日（月）	令和5年1月	12月15日（木）
〃 6月	5月13日（金）	〃 10月	9月15日（木）	〃 2月	1月13日（金）
〃 7月	6月15日（水）	〃 11月	10月14日（金）	〃 3月	2月15日（水）
〃 8月	7月15日（金）	〃 12月	11月15日（火）		

保育所とは・・・

保育所とは、保護者が働いていたり、病気にかかっていたり、またはその他の理由で家庭において児童を保育することができない（保育の必要性がある）場合に、その保護者に代わって保育をするところです。

令和4年度年齢別クラス

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	令和3年4月2日～	3歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
1歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	4歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日
2歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	5歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日

申込みができる児童

- ・おおむね生後6か月から小学校就学前の児童
- ・宇土市在住の児童（市外の方はお住まいの市町村でお申込みください。）。
- ・保護者等が「保育を必要とする事由（下記参照）」に該当すること。

募集する人数について

保育所が受入可能な人数となります。希望する保育所において、受入可能な人数の上限に達している場合、申込み受付は行いますが、在園児の退所等により受入が可能になるまでの間、お待ちいただくこととなります。ただし、希望する保育所が複数ある場合は、そのうちの受入が可能な保育所について入所選考を行います。

※第2希望以降の保育所で受入が決まった場合でも、原則、入所辞退はできません。

保育の必要性・保育必要量の認定について

保育所申込みの際に、保育の必要性及び保育必要量の認定について、申請を行い、認定を受ける必要があります。

保育の必要性については、以下の保育を必要とする事由に該当することが必要です。

《保育を必要とする事由》

- (1) 保護者が労働をしている場合（月48時間以上の就労）
- (2) 保護者が妊娠中または出産後間がない場合（産前2か月・出産月・産後2か月）
- (3) 保護者に疾病、障がいがある場合
- (4) 家庭に病人等がいて常時介護、看護が必要である場合
- (5) 保護者が災害の復旧にあたっている場合
- (6) 求職活動（起業準備等を含む）を継続的に行っている場合
- (7) 保護者が就学（職業訓練等含む）をしている場合
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合
- (9) 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合

○保育の必要性の認定区分

認定区分		内容	利用先
2号認定	満3歳以上 保育認定	お子さまが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満 保育認定	お子さまが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園 地域型保育

○保育の必要量の認定

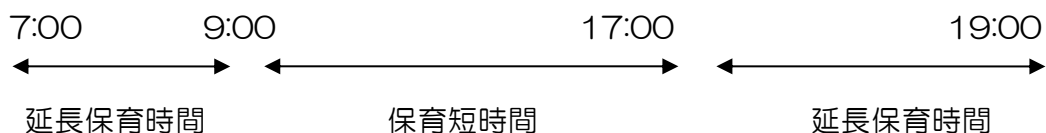
保育の必要な事由が就労の場合

1か月の就労時間が 120時間以上	原則として「保育標準時間認定」 (フルタイム就労を想定とした11時間の利用に対応したもの)
1か月の就労時間が 120時間未満	原則として「保育短時間認定」 (パートタイム就労を想定とした8時間の利用に対応したもの)

*就労以外の事由についても、保育標準時間・短時間の認定を行いますが、「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」の事由については、保育標準時間とします。

《利用時間のイメージ》

開所時間 7時から18時までの場合



(保育所によって、保育時間の設定が異なります。詳細はP5-6をご確認ください。)

認定の有効期限

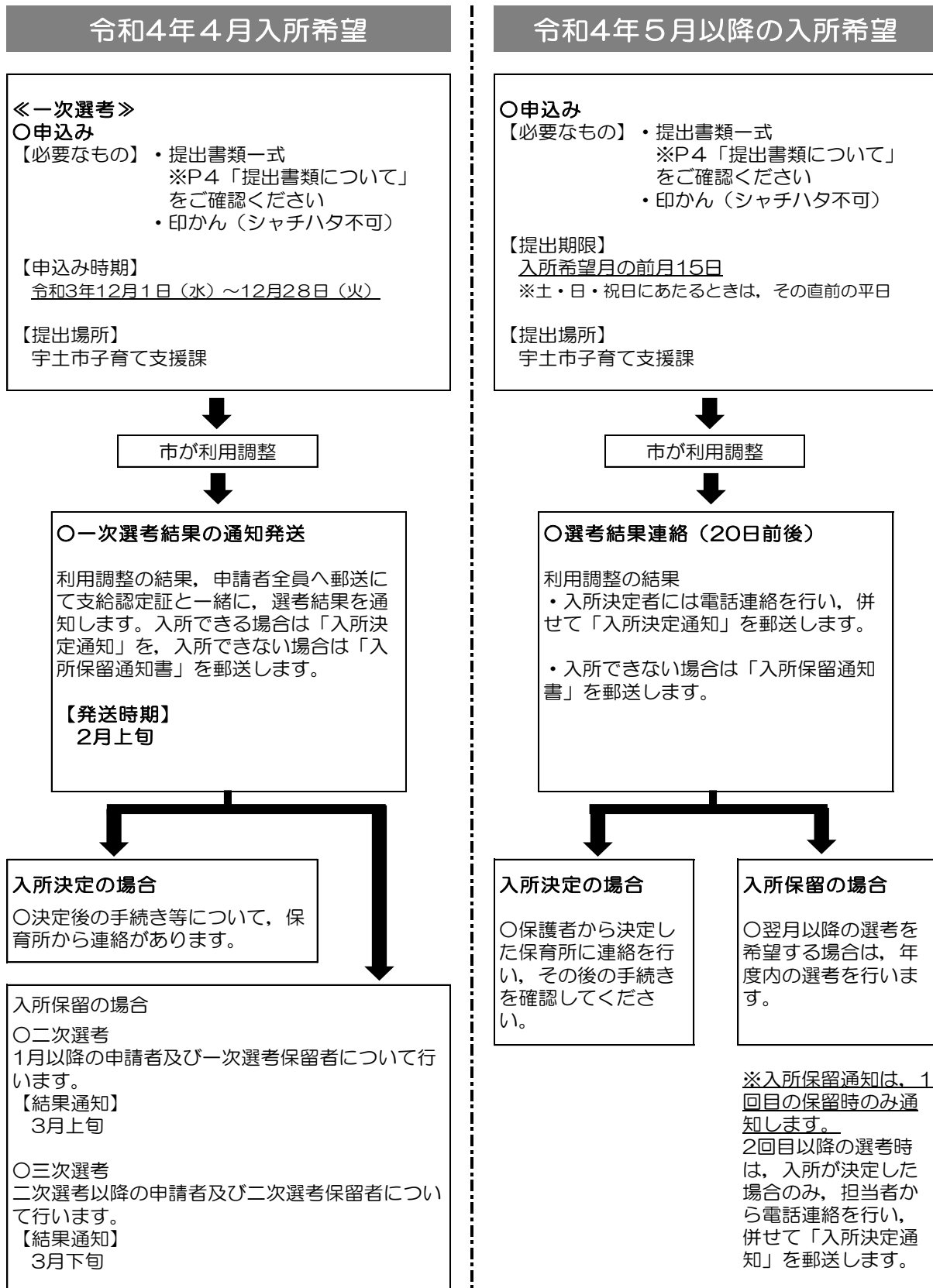
保育を必要とする事由	認定の有効期限
就労, 育児休業中の保育所継続利用 保護者の疾病・障がい, 親族等の介護・看護, 災害復旧, 虐待やDV	小学校就学まで *保育の必要性がなくなった場合は, その時点まで
妊娠・出産	産前2か月・出産月・産後2か月
求職活動	有効期限開始日から90日を経過する日の月末まで
保護者の就学	保護者の卒業予定月の月末まで

*認定の有効期間の満了後も引き続き保育所の利用を希望する場合は、再度認定の申請をしていただく必要があります(保育を必要とする事由に該当しない場合は、継続利用できません。)

利用希望の申込み・決定

保育の必要性・必要量の認定を行った後、申請者の希望、保育所の状況などにより、宇土市保育所入所選考基準要綱に沿って市が利用調整を行い、入所の決定を行います（支給認定と同じ申請書で行うため、別に申請する必要はありません。）。

※利用調整については、宇土市保育所入所選考基準要綱で保育の必要性について選考指数を設けており、選考指数の高い方から優先して調整を行っていきます。



提出書類について

(1) 教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書

(2) 窓口に来られる方の身元確認書類

※身元確認書類は、顔写真付きの公的証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)の場合は1点、顔写真のない公的証明書(健康保険証、年金手帳等)の場合は2点必要です。

(3) 保育の必要性を証明する書類

保育を必要とする事由	必要書類	備考
常勤・パート等(内定含む)	就労証明書	勤務先から記入してもらってください。
自営業・農業・内職の方	就労証明書 自営の就業状況が確認できる書類	確定申告書の写し、開業届の写しなど
妊娠・出産	母子手帳の写し	
保護者の病気、障がい	申立書、診断書、身体障害者手帳等	
親族等の介護、看護	申立書、被介護・看護者の診断書等	
災害復旧	り災証明書等	
求職活動	求職活動状況申出書等	
保護者の就学	在学証明書等	
虐待やDV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等	

《対象となる方のみ》

○令和3年1月1日時点で宇土市に住民票がない方のみ

教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書にマイナンバーを記入。

○障がい者の方がおられる世帯

障害者手帳等(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等の証書)の写し。 ※保育料が安くなる場合があります。

○申込児童にアレルギー等がある場合

入園前までに生活管理指導表やアレルギー指示書等の提出をお願いする場合があります。

※書類の受付時に、現在の保育の状況やお子さまの状況、家族の状況等について確認を行います。

令和4年5月以降入所の申込み期限について

5月以降入所の申込み期限は以下のとおりです。書類の不足、不備等で期限に間に合わない場合は、選考の対象となりませんので余裕をもってお申込みください。

入所月	申込み期限	入所月	申込み期限	入所月	申込み期限
令和4年5月	4月15日(金)	令和4年9月	8月15日(月)	令和5年1月	12月15日(木)
// 6月	5月13日(金)	// 10月	9月15日(木)	// 2月	1月13日(金)
// 7月	6月15日(水)	// 11月	10月14日(金)	// 3月	2月15日(水)
// 8月	7月15日(金)	// 12月	11月15日(火)		

保育所開所時間・延長時間について

令和4年4月からの定員、開所時間、延長保育時間等については、6ページのとおりです（現時点での予定ですので、変更になる場合があります。）。

○保育短時間における開所時間

保育短時間認定を受ける場合の保育所開所時間は、各保育所で異なりますのでご確認ください。（概ね午前8時30分から午後4時30分まで、もしくは午前9時から午後5時まで）保育短時間認定の方でも、保育時間を延長することができますが、別途延長保育料がかかります。

○延長保育料金

保育標準認定・短時間認定に関わらず、延長保育時間における延長保育料として、宇土市内全保育所30分100円（各保育所が決定するため予定）徴収します。延長保育時間は各保育所で異なりますのでご確認ください。

認定の取消し（保育所の退所）について

・保育を必要とする事由に該当しなくなった場合や虚偽の申込みをした場合など、保育認定を取り消すことがあります。保育認定を取り消されると、保育所等を利用できなくなります。

・保育所に入所後も、無断または特別な理由がなく長期欠席される場合、認定の有効期間中であっても、施設の利用決定を取り消す（保育所等退所となる）ことがあります。

【市内認可保育園 一覧】

地区	保育園名/電話番号	定員（人）	開所時間	延長保育時間
宇土地区	すみれ保育園 0964-22-0538	70	7:00~18:00 (8:30~16:30)	18:00~19:00
	ひかり保育園 0964-22-0495	130	7:30~18:30 (9:00~17:00)	7:00~7:30 18:30~19:00
	宇土東保育園 0964-22-0480	100	7:00~18:00 (8:30~16:30)	18:00~19:00
	宇土エンゼル保育園 0964-23-3288	90	7:00~18:00 (9:00~17:00)	18:00~19:00
	肥後っこ保育園 0964-23-6541	50	7:00~18:00 (9:00~17:00)	18:00~22:00
花園地区	はなその保育園 0964-22-0286	120	7:00~18:00 (8:30~16:30)	18:00~19:00
	たんぼぼ保育園 0964-22-2021	120	7:00~18:00 (8:30~16:30)	18:00~19:00
	宇土ありあけ保育園 0964-27-5579	120	7:00~18:00 (8:30~16:30)	18:00~19:00
轟地区	轟保育園 0964-22-0630	70	7:30~18:30 (8:30~16:30)	7:00~7:30 18:30~19:00
走潟地区	走潟保育園 0964-22-0404	70	7:00~18:00 (9:00~17:00)	18:00~19:00
緑川地区	緑川保育園 0964-22-0321	100	7:00~18:00 (8:30~16:30)	18:00~19:00
網津地区	網津保育園 0964-24-3332	90	7:00~18:00 (8:30~16:30)	18:00~19:00
網田地区	網田保育園 0964-27-0136	90	7:00~18:00 (9:00~17:00)	18:00~19:00

*肥後っこ保育園は、19時以降の保育の必要性がある方を、優先して調整を行います。

【小規模保育所】

地区	保育園名/電話番号	定員（人）	開所時間	延長保育時間
宇土地区	宇土っこ保育園 0964-22-0033	19	7:30~18:30 (8:30~16:30)	
花園地区	とことこ保育園 0964-31-0404	12	7:30~18:30 (8:30~16:30)	

*小規模保育所とは、0～2歳の子どもを対象に、家庭での保育に近い雰囲気です。少人数での保育を実施する保育所です。

*小規模保育所については、お申込み前の事前見学をお願いします。

*小規模保育所については、食物アレルギーがあるお子さまの受入れが難しい場合があります。

保育料について（金額等については、お気軽にお問い合わせください。）

宇土市保育料基準額表						
上から第1子目 第2子目 第3子目以降			0・1・2歳児クラス		3・4・5歳児クラス	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護		0円	0円		
B1	非課税	ひとり親等	0円	0円		
B2	非課税	B1以外	幼児教育・保育無償化のため 0円		幼児教育・保育無償化のため 0円	
C1	均等割のみ	ひとり親 世帯等	4,500円	4,400円	※副食費（おかず・おやつ等）は、無償化 の対象とならないため実費負担となりま す。月額：4,500円（予定） ただし、年収360万円未満相当の世帯 （又は所得割課税額が77,101円未満の ひとり親世帯等）の子どもと、18歳未満 の児童を3人以上養育している世帯の第3 子以降の子どもについては副食費の支払い が免除されます。	
			0円	0円		
			0円	0円		
C2		C1以外	10,000円	9,800円		
			5,000円	4,900円		
			0円	0円		
D1	所得割5,000円未満	ひとり親 世帯等	5,000円	4,900円		
				0円		0円
				0円		0円
D2		D1以外	11,000円	10,800円		
			5,500円	5,400円		
			0円	0円		
D3	所得割48,600円未満	ひとり親 世帯等	6,500円	6,350円		
				0円		0円
				0円		0円
D4		D3以外	14,000円	13,700円		
			7,000円	6,850円		
			0円	0円		
D5	所得割53,000円未満	ひとり親 世帯等	8,000円	7,850円		
				0円	0円	
				0円	0円	
				16,000円	15,700円	
			8,000円	7,850円		
			0円	0円		
D6	所得割57,700円未満		19,000円	18,600円	※共働き世帯の副食費無償ライン （D6階層：年収360万円未満相当）	
			9,500円	9,300円		
			0円	0円		
D6	所得割60,000円未満	ひとり親 世帯等	9,000円	8,800円		
				0円	0円	
				0円	0円	
			19,000円	18,600円		
			9,500円	9,300円		
			0円	0円		
D7	所得割70,000円未満	ひとり親 世帯等	9,000円	8,800円		
				0円	0円	
				0円	0円	
				21,000円	20,600円	
			10,500円	10,300円		
			0円	0円		
D8	所得割77,101円未満	ひとり親 世帯等	9,000円	8,800円	※ひとり親世帯、障がい者世帯の 副食費無償ライン	
			0円	0円		
			0円	0円		
	所得割79,000円未満		23,000円	22,600円		
			11,500円	11,300円		
			0円	0円		
D9	所得割88,000円未満		25,000円	24,500円		
			12,500円	12,250円		
			0円	0円		
D10	所得割97,000円未満		28,000円	27,500円		
			14,000円	13,750円		
			0円	0円		
D11	所得割118,000円未満		30,000円	29,400円		
			15,000円	14,700円		
			0円	0円		
D12	所得割139,000円未満		35,000円	34,400円		
			17,500円	17,200円		
			0円	0円		
D13	所得割169,000円未満		37,000円	36,300円		
			18,500円	18,150円		
			0円	0円		
D14	所得割222,000円未満		39,000円	38,300円		
			19,500円	19,150円		
			0円	0円		
D15	所得割301,000円未満		40,000円	39,300円		
			20,000円	19,650円		
			0円	0円		
D16	所得割397,000円未満		41,000円	40,300円		
			20,500円	20,150円		
			0円	0円		
D17	所得割397,000円以上		42,000円	41,200円		
			21,000円	20,600円		
			0円	0円		

○保育料の決定方法について

保育料は、保護者等（扶養義務者）の所得に応じた市民税額（均等割額又は所得割課税額の合計）に基づいて算定することとなっております。

○保育料の切替時期について（年2回）

4月：年齢による切替

- ・児童の年齢は4月1日時点が基準日となります。

9月：市民税額による切替

- ・令和4年（2022年）4月から8月までの保育料
→令和3年度の市民税額（均等割，所得割課税額）
- ・令和4年（2022年）9月から令和5年（2023年）3月までの保育料
→令和4年度の市民税額（均等割，所得割課税額）

○幼児教育・保育の無償化について

- ・令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳児クラスから5歳児クラス（年少クラスから年長クラス）の全ての子どもと、住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料が無料となりました。
- ・教材費・行事参加費等はこれまで通り保護者の負担となります。
- ・0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの給食費（主食費・副食費）については、保育料に含まれます。
- ・3歳児クラスから5歳児クラスの副食費（おかず・おやつ等）については、無償化の対象とならないため実費負担となります。ただし、年収360万円未満相当の世帯の子どもと、18歳未満の児童を3人以上養育している世帯で第3子以降の子どもについては副食費の支払いが免除されます。

○副食費の支払い方法について

- ・市内保育所は各園に直接お支払いください。
- ・市外保育所及び認定こども園は、各園の支払い方法に応じてお支払いをお願いします。

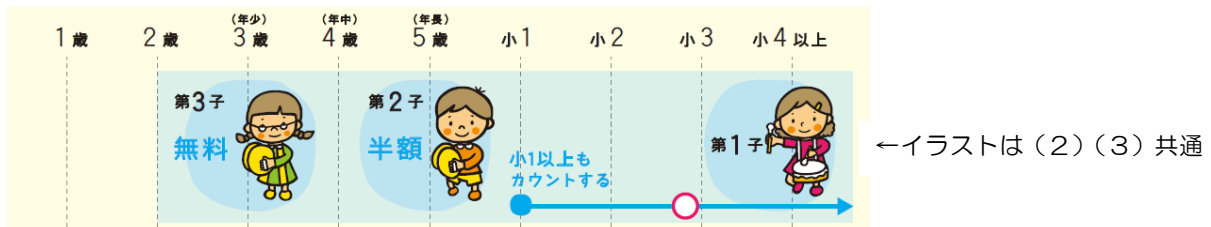
○多子軽減カウントについて

(1) 保育料は、3人以上の子どもが保育所等にいれば1人目は全額、2人目は半額、3人目以降は無料となります。なお、小学校1年生以上はカウントから外れます。



(2) 市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、小学校1年生以上でも最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

(3) 市民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯、障がい者世帯（身障・精神手帳等の所持者もしくは特別児童扶養手当受給者がいる世帯）は、小学校1年生以上でも最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。



※上記(1)～(3)に関わらず、熊本県独自の多子軽減制度により **18歳未満**の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の保育料は無料となります。

お知らせ

○一時預かり（一時保育）

保護者の仕事・病気・看護・冠婚葬祭などにより、一時的に家庭における保育が困難な場合に、1か月15日程度の利用ができます。宇土市外に在住の児童も利用可能です。

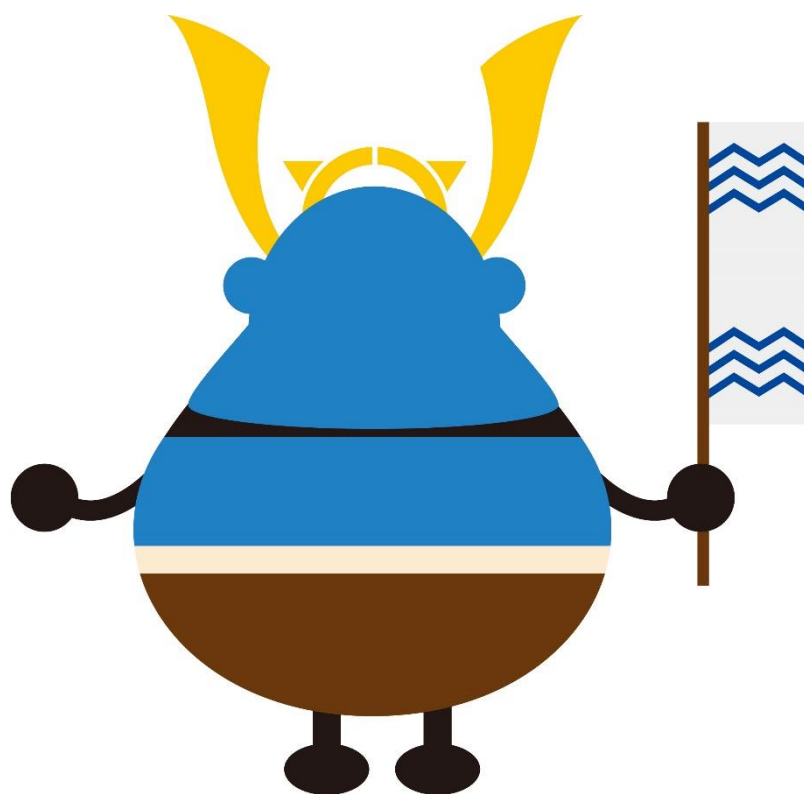
利用できる児童	おおむね1歳～就学前児童
保育時間	午前8時30分～午後5時
保育料	1日1,500円（半日800円）程度
給食・おやつ	保育園で給食とおやつを準備します。ただし、ミルク・離乳食・除去食等特別なものが必要な時は持参ください。
利用申請	事前に利用希望の保育園に予約が必要です。また、各園の預かり体制等で申込状況によってはお断りする場合があります。
実施園（予定）	たんぼぼ・網津・網田・宇土ありあけ・肥後っこ
その他	申込・その他内容についての問い合わせは各実施園へお尋ねください。



○病児・病後児保育

お子さまが病気または病気の回復期にあるため、集団での保育が困難で、仕事などの理由によりどうしても家庭で保育ができないときに、保護者に代わって、お子さまをお預かりするものです。ご利用にあたっては子育て支援課で事前登録が必要です。

利用できる児童	生後6か月から小学校6年生までの子ども
施設名	病児・病後児保育施設パンダ （宇土市三拾町264番地 宇土地区医師会館内）
利用時間	月曜～金曜（土・日・祝日、年末年始は除く） 午前8時～午後6時
利用料金	1日2,000円（5時間未満の預かりは半額）
事前登録	子育て支援課で事前登録が必要です。 必要書類：印かん（シャチハタ不可）、登録する子どもの母子手帳
病気の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・風邪などの日常かかる病気 ・水痘、風しん、インフルエンザなどの感染性疾患 ・喘息などの慢性疾患 ・骨折などの外傷性疾患 など ※上記症状でも利用当日、高熱や意識障がいなどの症状がある場合は入室をお断りする場合があります。また、麻しん（はしか）などの感染力が強い症状の場合もお預かりできません。 <div style="float: right; margin-left: 20px;"> } 入院治療の必要がない 場合に限りです。 </div>
専任スタッフ	看護師及び保育士各1名以上でお預かりします。
その他	事前登録やご利用方法等は子育て支援課にお尋ねください。



お問い合わせ先

宇土市 健康福祉部 子育て支援課 保育子育て支援係

Tel 0964-22-1111（内線：435）

*掲載内容は令和3年11月時点のものであり今後変更となる可能性があります。